

令和元年度

教育委員会事務の点検・評価報告書

美濃加茂市教育委員会

令和元年度美濃加茂市教育委員会事務の

点検及び評価について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき教育委員会は、毎年、教育行政事務の管理及び執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務付けられています。

今回の点検・評価は、「美濃加茂市教育委員会点検評価実施要領」により、令和元年度に実施した教育委員会（学校教育課、教育総務課の2課）の事務事業について実施をしました。

点検した事務事業は、令和元年度美濃加茂市の教育の方針と重点に基づき実施された主な事業であり、これらの事業について第一次評価を担当課で行い、これを基に教育委員全員による個別評価、そして全体審議を経て、教育委員会としての最終評価としています。

AからDまでの判定基準は、次のとおりです。

- A：順調に達成しているもの
- B：おおむね順調に達成しているもの
- C：達成見込みであるが課題があるもの
- D：順調でないもの

対象とした35事業の判定結果は、A判定が15件で42.8%、B判定が17件で48.6%、C判定が3件で8.6%、D判定はありませんでした。

このことから、令和元年度の事業については、おおむね順調に達成できたものと考えています。

しかし、課題があるものについては、その理由について考察し、改善・達成に向けて、更なる努力を重ねていきたいと思えます。

今後も「自己にきびしく、人にやさしい、心身ともにたくましい子ども」を育てるため、教育委員会は努力してまいりますので、皆様のご理解・ご協力をお願い申し上げます。